

教育に関する事務の点検及び評価の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月30日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

新潟県教育委員会規則第6号

教育に関する事務の点検及び評価の実施に関する規則の一部を改正する規則

教育に関する事務の点検及び評価の実施に関する規則（平成20年新潟県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（<u>昭和31年法律第162号</u>。以下「法」という。）<u>第26条</u>の規定に基づき、新潟県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(点検及び評価の対象及び時期)</p> <p>第2条 点検及び評価の対象は、<u>法第21条</u>各号に掲げる事務及び教育施策上の重要課題とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(資料の整理等)</p> <p>第3条 点検及び評価に資するため、事務局（<u>法第17条</u>に定める事務局をいう。以下同じ。）は、前条第1項に規定する事項について、必要な資料を整理する。</p> <p>(点検及び評価に係る会議等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 <u>法第26条第2項</u>に定める学識経験者の知見を活用するため、教育委員会は前項に規定する協議会に、学識経験者の出席を求める。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（<u>昭和36年法律第162号</u>。以下「法」という。）<u>第27条</u>の規定に基づき、新潟県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(点検及び評価の対象及び時期)</p> <p>第2条 点検及び評価の対象は、<u>法第23条</u>各号に掲げる事務及び教育施策上の重要課題とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(資料の整理等)</p> <p>第3条 点検及び評価に資するため、事務局（<u>法第18条</u>に定める事務局をいう。以下同じ。）は、前条第1項に規定する事項について、必要な資料を整理する。</p> <p>(点検及び評価に係る会議等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 <u>法第27条第2項</u>に定める学識経験者の知見を活用するため、教育委員会は前項に規定する協議会に、学識経験者の出席を求める。</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。